

荷主の皆様へ ご存知ですか? トラックドライバーの 労働時間のルールを



● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 8 時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2日平均で、1日あたり 9 時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4 時間以内

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roujou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます



● 荷主勧告制度の概要

違反行為

荷主からの
労働時間等の
ルールを無視した
指示・強要
過労運転防止違反
最高速度違反
過積載運行 等

荷主の主体的な関与が
認められる場合

荷主勧告
荷主名及び
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

勧 告	
<p>貴事業者に関する事項について、下記のとおり、貨物自動車運送事業法第 64 条違反として、事案が判明し、国土交通省が荷主勧告を行った事案です。当該違反行為が法令に違反していることが認められると認められ、かつ、当該事業者が当該行為によって、当該違反行為を再発しないよう努めることが求められます。</p>	
<p>違反内容 (1) (貨物自動車運送・運送業務) (貨物自動車運送事業法 第 64 条) (2) 過労運転等 運転時間超過 (3) 過積載等 積載超過 (4) 最高速度超過</p>	
<p>なお、当該違反行為、当該事案について、国土交通省が当該行為が当該違反行為として、当該事業者が当該行為を再発しないよう努めることが求められます。</p>	
<p>このほか、今後、貨物自動車運送事業法第 64 条に基づき、貴社に対して、当該違反行為が再発しないよう国土交通省が勧告を行う場合があります。当該違反行為の再発防止のために、貴社が努めることを求めます。</p>	
(国土交通省からの勧告書本文参照)	
<p>なお、貴社が当該行為について、国土交通省から当該行為が当該違反行為として、当該事業者が当該行為を再発しないよう努めることが求められます。</p>	
国土交通省 運輸政策課 100 号	日
<p>国土交通省 運輸政策課 100 号</p>	
国土交通省 運輸政策課 100 号	